

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申(平成29年1月20日社会資本整備審議会)において明確にされた「**公共建築工事の発注者の役割**」※1について、発注者の理解の促進を図るため、**解説書**を作成 (答申において、解説を作成することが国土交通省に求められた。)

※1 A: 企画・予算措置を行う事業部局との連携(「技術的な助言等」)
B: 公共建築工事の発注・実施(「諸条件の把握」、「発注条件の取りまとめ」、「設計・工事等の発注・実施」)

- **主な内容**(答申本文「Ⅱ. 公共建築工事における発注者の役割」をNO.1~19に分けて、地方公共団体からの意見等を踏まえた44事項について解説)
 - ・ **発注者の役割に関する解説**
 - ・ **国土交通省の官庁営繕事業における運用事例**
 - ・ **参考資料のタイトル・URL** (技術基準、ガイドライン等)



今後、継続的に見直す。
(発注者のニーズを踏まえた検討成果や時代に応じた新たな内容を追加するなど)

- 発注者が参照しやすいよう、**発注者の役割ポータルサイト**※2に**参考資料のリンク一覧**を掲載

※2 発注者の役割ポータルサイトURL <http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000084.html>

「公共建築工事の発注者の役割」解説書(第一版)[平成29年6月] 解説事項 (答申本文をNO.1~19に分けて、「・」の44事項を解説)

| | | | | | |
|---|--|----|---|----|--|
| 1 | ・「公共建築工事」の範囲等 ・公共建築工事と公共土木工事・民間建築工事との対比 ・「発注者の役割」という用語 | 8 | ・事業部局に対する技術的な助言 ・事業の合理性や経済性の確保 ・事業の実施の優先順位や緊急性の評価 | 14 | ・設計意図伝達業務の適切な発注 ・設計意図伝達業務の設計図書を作成した設計者への発注 ・工事監理業務の適切な発注 |
| 2 | ・国民からの求めに応じた過不足のない適切な品質の確保 ・国等の政策 ・地方公共団体における公共建築工事の発注者にも向けられた答申 | 9 | ・潜在的な諸条件の把握 | 15 | ・設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話 ・発注条件の変更に当たっての事業部局との協議 ・契約変更の適切な実施 |
| 3 | ・事業部局と発注部局それぞれの責任 ・発注の部局の責任者 ・品質、工期、コストが適切なものとなるよう調整 | 10 | ・必要な事前調査 | | |
| 4 | ・建築士が適切に業務を実施できるための配慮 ・品質を確保する上で必要となる業務内容の適切な設定 | 11 | ・改修工事において必要な事前調査 ・アスベストの有無の調査 ・改修工事の場合において、工事の段階で行うことが合理的な調査 | 16 | ・追加の調査・試験等 |
| 5 | ・建築市場は民間建築工事が大多数 ・民間市場の動向の発注条件への適切な反映 ・民間市場の動向の予定価格への適切な反映 | 12 | ・設計者としての善良な管理者としての注意義務 ・必要な事項を過不足なく記載した適切な発注条件 ・把握した諸条件の調整と発注条件の取りまとめ | 17 | ・改修工事等の関係法令等に基づく適切な実施 ・工事の段階における既存建築物の状況確認 |
| 6 | ・発注者支援 | 13 | ・最も適した設計者の選定 ・最も適した施工者の選定 ・成績評価の発注者間での相互利用 ・業務内容に応じた適正な予定価格の設定 ・適切な積算数量の算出 ・工事内容に応じた適正な予定価格の設定 | 18 | ・建築物の使い方等の適切な伝達 |
| 7 | ・関係法令等に規定された発注者の責務等 | | | | |